登記情報システム刷新可能性調査の結果 (調査・分析・要件定義作業)

第1 はじめに

1 背景

法務省では,登記簿の簿冊を廃したブックレスシステムを昭和63(1988)年より稼動させている。 ブックレスシステム導入の経緯には,

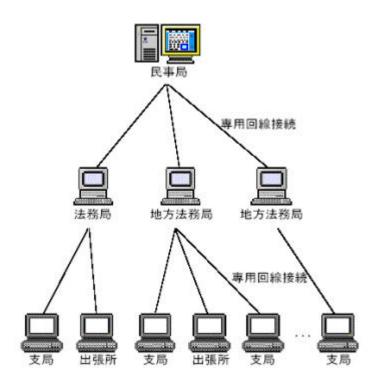
- ・土地の高騰による土地の細分化、建物の高層化による筆個数の増加
- ・持ち家政策,高度成長期による不動産取引の増加

等により、登記所における登記内容の変更、登記簿謄抄本交付等の事務処理が追いつかず、事務処理の遅延・粗雑化、過誤登記の発生、部外者による登記用紙の抜き取り・改ざん事件の発生等が生じ、利用者への適正なサービスの提供が困難な状況となったことがある。ブックレスシステムの導入により、

- ・簿冊に複数の物件が編綴されていることによる調査等における種々のあい路が解消されたり,コンピュータ処理により,登記簿の写しの作成が簡略化され,待ち時間が格段に短縮化された(遅延の解消)
- ・現時点の有効な登記の把握が容易となった(形式上の誤りの自動チェック,過誤登記の防止 事 務処理の高速化)
- ・三重のリアルタイムでのバックアップ体制(図参照)及び登記所システムの無人化運転が実現した(安定したサービスの供給,データ保全性の確保)

等の大幅な改善が実現された。

【図】登記情報システムの三階層ネットワーク



登記情報センター(民事局)

登記情報センターに設置されているメインフレームは、各バックアップセンターのメインフレームと専用線にて接続されており、全国の登記所の最新データが送信・保持されている。そして、登記所及びバックアップセンターで保管しているデー

タが何らかの原因により使用できない状態となった場合には,この最新データから復旧する。

バックアップセンター(法務局・地方法務局)

各法務局及び地方法務局に設置されているメインフレームは、民事局の登記情報センター及びその管下にある登記所のメインフレームと専用線で接続されている。管下の登記所の登記・共担データが更新されると、リアルタイムでそのデータを吸い上げて最新データを保持し、登記所のデータが何らかの原因により使用できない状態となった場合には、この最新データから復旧する。

登記所

各登記所ごとにメインフレームが設置されており、完全独立形態で不動産登記事務処理が行われている。このメインフレームは、バックアップセンターと専用回線で接続されており、登記・共担データが更新されると、リアルタイムでそのデータをバックアップセンターに送信する(このデータは、同時に登記情報センターに送信される。)。

2 現行のシステム構成の概要

登記情報システムとは, 不動産登記移行システム, 不動産登記システム, 商業・法人登記移行システム, 商業・法人登記業務システム, 三階層運用・制御システム及び 教育システムの総称であり,各システムの概要は,以下のとおりである。

(1) 不動産登記移行システム

媒体として紙で管理されている不動産登記簿及び共同担保目録を,磁気ファイルへ効率的に移記するためのシステムである。

(2) 不動産登記システム

不動産登記ファイル及び共同担保目録ファイルを中核とし,甲号事件処理,乙号事件処理等で構成され,証明書の発行時間の短縮や登記記入の効率性・正確性の向上を図るシステムである。

(3) 商業・法人登記移行システム

媒体として紙で管理されている商業・法人登記簿を,磁気ファイルへ効率的に移記するためのシ ステムである。

(4) 商業・法人登記業務システム

商業・法人登記ファイルを中核とし、甲号事件処理、乙号事件処理等で構成され、証明書の発行時間の短縮や登記記入の効率性・正確性の向上を図るシステムである。

(5) 三階層運用・制御システム

登記所データの保全,登記情報システムの運用状況の実績管理等を行うシステムで,登記所にオペレータやSEを常駐せずにシステムの起動,停止等の制御を行い,無人運転を可能とするシステムである。

(6) 教育システム

登記情報システムの操作と運用を習得するためのシステムである。

3 調査・分析・要件定義作業の目的

不動産登記システムは,不動産登記事務をコンピュータ処理することを目的として開発された登記 情報システムの一部であり,着々と登記所への導入が進んでいる。

しかし、本システムは、1980年代に開発されたシステムであり、いわゆるメインフレームと呼ばれるコンピュータを使用して構築されたシステムである。メインフレームは、長年の実績から信頼性は非常に高いが、ハードウェア・ソフトウェアとも非常に高価であり、近年のコンピュータ・ネットワーク技術の進歩から、ミニコン、ワークステーション、パソコン等と比較してコストパフォーマンスは相当低いという課題がある。また、本システムのソフトウェアは、特定のベンダーのハードウェアと基本ソフトウェアに依存したものとなっている。この状況は、安定した登記行政の維持のため、さらには今後の技術進歩への速やかな対応のために看過できないものとなっている。

本システムが稼動し始めて10年以上が経過し,近年のコンピュータやネットワーク技術の急速な 発達により様々な課題が生じたため,現有システムを見直し,次期不動産登記システムを構築するためのサブシステムの要件定義作業を行うこととした。

本作業は,現行システムの調査・分析を行い,問題点,課題点等を明らかにするとともに,特定の ハードウェアやソフトウェア技術に依存しないオープン性のある記述方法により,次期システムの要 求仕様を作成するものである。